

Q1 幼稚園・小学校での花育のボランティア活動について

文化協会祭小川会場で子供たちを対象としたフラワーアレンジの体験学習を実施したところ、午後1時からの開始にもかかわらず午前10時頃から目を輝かせて子供たちが集まってきて、まだなの、何時からなのと問いかけてきて実施時間を知らせるのですが時間が待ちきれずホールロビーを一回りしては繰り返しやってきて、楽しみに待っていてくれました。

子供たちの要求を受け入れて早めに開始をし、挨拶の後に注意点、花に触った感想などを聞いたりしてははじめましたが、そこで感じました事は子供たちの伸びやかな発想、独自の工夫にまず驚かされました。それと共に資格を取って本当に良かったとこれほど感じたことはありませんでした。アンケートを実施してみたところ、楽しかった、またやってみたい、ありがとう等、家に帰って読み返してみても感銘を受けました。

これからは花育(子供花あそび)のボランティア活動に力を入れていけたらと思いました。そして、その中から花を通じて命の大切さ、優しさを育んでもらえたらと感じました。

要望は今回の希望者が4歳から10歳と低学年のため幼稚園や小学校などで、私のようなボランティアの時間をぜひ取り上げてくださいますように市長さん、教育長さん、学校関係者の皆様に切にお願いいたしたく申し上げます。

A1 子どもたちのよいところを見つけ、花育という活動の中で、子どもたちの発想と感性を伸ばしていただいていること、感謝申し上げます。

さて、お尋ねの件ですが、学校の教育活動として考えられるのは、

- 1 PTAの活動の中で親子花育教室のような活動として
- 2 「総合的な学習の時間」の中の環境教育の中で
- 3 学校行事或いは学年行事の中で、花育の活動を取り上げる

など考えられます。

なお、花育としてこういう活動を学校現場でボランティアとしてやれますというパンフレットのようなものがあれば、校長会等を通じて周知していきたいと考えています。

Q2 モニター会議について

- 1 再任は2年までとしたほうが良いと思いました。
- 2 なぜモニターの応募者がこんなにも少ないのでしょうか？
- 3 モニターに任命されていない人もメールなどで、アイデアや意見を出す制度はありますか？
- 4 秘書広聴課広報広聴係のメールアドレスは「広報おみたま」に記載していますか？より大勢の市民の方の意見を市政に反映させたほうが、より良いアイデアが出ると思っています。

A2 平成 21 年度の市政モニターは応募者 7 名、前年度からの継続者 7 名の計 14 名で活動していただいております。

市政モニターに関する規則で定数 25 名以内とし、内訳は選考による者 16 人以内、一般からの募集、または推薦による者 9 名以内と定められているため、応募者以外の方は前年度から引き続きモニターに参加していただいております。

再任は 2 年までとご意見をいただきましたが、現在は応募者が少ないため、複数年モニターをしていただいておりますので、すぐに再任の規則改正は難しいですが、今後多くの方にモニターとして参加していただけるよう、モニター活動の市民への周知方法や一般募集の参加者の定数増について検討し、応募者が増えた段階で再度検討させていただきたいと思っております。

なお、モニター以外の方が意見を提出する手段としては

- ・「私の提案はがき」による意見提出(主な公共施設に設置)
- ・本庁、各総合支所に設置された意見提出箱への投函
- ・市ホームページ内の意見・提案メールフォームからの提出

などがあります。

広報紙にはメールアドレスは掲載されておりませんが、市ホームページの URL 及び QR コードを掲載していますので、市ホームページからメールフォームにてご意見を提出していただくようにしております。

Q3 歩道について

以前から小学生の通学路について「歩道」の無い所をお願いします。と区にも申し出ています。改善された所もありますが、まだまだ必要な所もあります。各学区内、もう一度見直していただき、早急に工事に入れることを希望します。

一度大人の方も通学路を歩いてみると良くお分かりになります。広報紙でも何年も何回もこの話題を取りあげていただいておりますが、何度も話し合ってください子供、お年寄りの方々のために改善していただきたいです。少子化の中、小さな点から安全面の配慮をお願いします。

A3 子どもや高齢者といった歩行者等の安全を確保するための歩道の必要性は、道路管理者として非常に重要な事業の一つとして理解しております。

現在市としては、総合計画及び策定中の次世代育成支援行動計画にも「安心・安全なまちづくり」を目指し、歩行者等の安全を確保するため、関係機関と協力をしながら横断歩道、道路標識、信号機などの交通安全施設の整備に併せて現在整備計画中の道路改良事業にも歩道を設置しひとにやさしい道づくりを推進しております。

今後につきましても、地域からの要望を含めて可能な限り歩行者等の安全を確保するため歩道の設置を実施してゆきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。また、設置されている場所でも、管理が行き届かず破損していたり雑草が生い茂って危

険な場所等がある場合は、積極的に市への連絡等をお願いいたします。

Q4 長期休みの子供たち参加の行事増のお願い

市では年に何度か子供向けの行事を行っていただいています。家では必ず参加させていただき、お世話になり感謝申し上げます。

今年(夏休み)もありますが、行政の財政や職員の就労問題もあるかと思いますが、小美玉市になる前(旧美野里町)は「チャレンジ教室」が多く、開催されてきました。とても助かっていました。なるべくそういった事への行政の取り入れに力を入れて下さるとうれしいです。子供の経験や他の子とのコミュニケーションをとるのにとっても役立つので。

スポーツ少年団とは又違って参加するのに子供も楽しめるので、是非お願いしたいです。

A4 貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。

現代の少子化や日進月歩の情報通信社会の進展、また近隣社会の希薄化により子どもたちは学校以外での交流が少なくなる傾向があります。また、地域の教育力の低下も懸念されております。

こうした中で、子どもたちが自ら工夫したり汗を流したりする体験の機会を設けることは大切なことと考えております。

異年齢の人や世代間の交流を通して、自分と違う他人、他者と異なる自分を知ること、或いは協力して何かを成し遂げることは、豊かな感性と探究心を伸ばすとともに自立心や社会性を育み、たくましく生きる力の種を内に蒔くことになると期待されます。

平成17年度までの記録を顧みますと、それぞれの町村が夏季休暇の期間中に特色ある活動を行っておりました。

中心となっているのは、スポーツ少年団活動や子ども会によるリーダー研修会とレクレーションの実施(キャンプファイヤーなど)です。

また、公民館事業としては「わんぱく教室」等がありました。

本年度、生涯学習課では生涯学習センターコスモスにおいて、夏休みのイベントとして「おりがみ教室」「親子マジック教室」「親子おもちゃづくり講座」「和太鼓講座」「星を観る会」「1日図書館員体験」を行います。

また、8月7日には「わんぱく教室」として福島県いわき市のアンモナイトセンター等に行って、化石の発掘体験を予定しております。

スポーツ関係のイベントとしては、玉里B&G海洋センターにおいて、水泳教室とヨット・カヌー教室を予定しております。

更に、これらの他に子供会や青少年を育てる小美玉市民の会の支部が行うサマーレクレーションがあります。

生涯学習課の事業としては上記のように予定しておりますが、今後はこれらの活動を

支える指導者（リーダー）の育成や参加しやすい環境を整え、次代を担う子どもたちのが、気軽に文化やスポーツ、レクレーションに親しみ楽しむことのできる活動を促進し、豊かな心の育成が図れるよう努めて参ります。

Q5 年金相談について

60才を迎えると年金の手続をしますが、年金の事がよく分かりません。市役所に行くと「それは社会保険庁へ」と言われてしまいます。

社会保険庁は遠いし、できたら市役所などでいつでも詳しく説明してくれる窓口を作ってくれたら良いと思います。

A5 国民年金に関する事務は、市町村と社会保険事務所が分担して行っています。小美玉市では、市民課年金係（美野里庁舎）と総合支所総合窓口課において国民年金事務を担当しており、国民年金に関する手続きや相談等を行っています。

ご指摘の、「それは社会保険庁へ」と言われてしまう。”ということですが、内容によっては水戸南社会保険事務所に行かなければならない事務があります。

具体的には、①厚生年金に関すること。

②「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」の記載内容の確認

③国民年金保険料の納付状況の確認

④将来受給する年金額の確認

で、それ以外は市民課窓口で相談に応じています。内容により市民課担当職員が判断できないことは、社会保険事務所に電話で確認したうえでご説明していますので、国民年金に関するほとんどのことはご説明できると思います。

なお、相談の受付時間については、通常の勤務時間内での対応になります。

また、社会保険事務所が派遣する社会保険労務士による「ねんきん相談会」も、年3回ではありますが開催していますので、ご利用いただければと存じます。

Q6 歩道端部のスロープ化、既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善

羽鳥駅から中央高校にかけての区間で自転車を利用している中で歩道端部にある縁石の段差が通過時に大きな衝撃となり困っています。この縁石は種類も多く（バラバラ）、かつ施工も不統一で段差が大きい物から気にならないような物まで有り、これもバラツキが有ります。

これからの高齢社会にも対応し、人・自転車及び車椅子の誰もが利用できるように改善に向けた検討をお願いいたします。

（参考） 交通バリアフリー法というのがありました。補助事業があるようです。

A6 平成11年度以前の国の補助事業を活用した歩道が、一部羽鳥地区でマウンドアップ方式を取り入れております。

歩道等が車道に比べて高くなっているのは

- ① 歩道と車道の区別が明確になる。
- ② 歩行者の視線が高くなり、車両と歩行者の相互の確認がしやすくなる。
- ③ 雨水が隣接宅地内に浸入しないようにする。
- ④ 進行方向を誤り車道外に逸脱（イツダツ）した車の進行方向を復元し、または車の速度を低下させる等の理由からマウンドアップ方式を採用しております。

近年、「交通バリアフリー法」が施行されるなど高齢者を始め、すべての人にとってのバリアフリー社会を実現していくことが求められております。ただ、改修につきましては、歩道利用者と歩道の隣接地権者との問題（・歩道利用者が凹凸があり危険・セミフラットにすると宅地内の出入りできない・歩道路盤、U字溝の布設替え等）もあり、懸案事項として慎重に協議していきたいと考えております。

Q7 小川 B&G プールについて

先週、16・17日に母がプールを使用し、出る際にシャワーを使った時真水でした。

今までは湯も出ていたのになぜ？と係りの人に尋ねると「市からそうしろと言われている。」と返答されたとのこと。

今まで毎年使用していてそのようなことはなかったと言っています。いかがなものでしょうか？ただでさえ、プールの使用者が少ないのに大丈夫でしょうか？経費がかかるとは思いますが利用代金を払っているので考えてほしいです。

A7 小川海洋センターをご利用いただきありがとうございます。

プールの運営につきましては、プール用とシャワー用の2つのボイラーがあり、7月中旬～下旬から夏季シーズン中は水温が高くなるため、両方のボイラーの使用を控えておりました。

現在、シャワーが冷たいというご意見を受け、夏季のシーズン中においてもシャワー用のボイラーを稼動しております。

また、小川 B&G の運営・窓口業務は業者委託をしておりますが、市民の方の問合せに対し十分な説明をせず申し訳ありませんでした。今後は委託業者と密な連携をとり、説明責任及びサービスの質向上に努めてまいりますので、今後ご利用宜しく願いいたします。

Q8 わんぱく教室について

職員の方も計画、運営、大変かと思いますが、色々な種類のものをお願いします。

親子、子のみ、親だけと、年に何回かあると参加しやすいです。

夏休みのみとなると、その日が都合悪い時は参加できません。少子化対策として、お願いしたいです。

参加料があまり高くないのでありがたく、家では毎回参加させていただいています。よろしくをお願いします。

(昨年は参加人数がいなく未実施でした。)

A8 少子化の進行は、国や自治体の様々な施策にも関わらずなかなか抑制されない状況が続いております。

既に言われているとおり、少子化により、社会保障負担の増加や労働力の減少と消費市場の縮小による経済的影響、また地域コミュニティの活力の衰退や子どもの社会性や自立する力の低下が懸念されます。

本市では、次代を担う子どもを育成し、また子育て家庭を支援するために推進すべき施策の方向性と具体的な取り組みやその目標を定め、子どもの健やかな成長と地域全体が一体となって子育て支援を進める環境づくりの計画(次世代育成支援行動計画)を策定中です。

さて、「わんぱく教室」については、上記計画の中で「地域の人々との交流・体験活動等の機会の充実」として事業推進を図る予定です。

生涯学習課では、子育てに関する事業として、体験活動のほかに家庭教育の充実、青少年の健全育成、地域ネットワークづくりや子どもの居場所づくりなどの事業を行っております。

これら各種施策との調和を図りながら、わんぱく教室などの交流・体験活動の機会充実に向け、子どもの自主性や協調性を育てて参りたいと考えております。

わんぱく教室は子どもを対象とした体験活動であり、その他に親子が対象の親子体験講座や市民の方対象の各種市民講座を実施しており、ご意見の内容につきましては、これら各種講座にて対応してまいりたいと考えます。

また、わんぱく講座や親子体験講座につきましては、子供たちが多く参加できるように夏休み期間に開催しておりますが、開催期間や回数についても今後検討してまいります。

過日実施しました「化石発掘体験(別添写真)」には、市内各所から約30名の小学生が参加しました。

体験活動中の真剣な眼差しや帰路の車中での参加者の充実した表情を思い返しますと、ますますこの事業の必要性を認識しているところです。

貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

Q9 公用車について

小美玉市では「集中改革プラン」に取り組み簡素で効率的な行政を目指していると承知していますが、市所有の車両についてお伺いします。

1. 公用車の公売に取り組んだ結果、何台減数になりましたか？
2. 公用車の購入、車検の際に税金はかかるのですか？

3. 市内を移動するのに、普通車は必要ですか？

軽自動車でもよいのではないのでしょうか？

(ガソリンの節約、節税、駐車場のスペース等)

A9 1. 合併後余剰な公用車を公売及び老朽化による廃車売却で 18 台を減車しましたが、平成 20 年度に政府の景気回復政策事業で、18 台を新規購入し、業務遂行上必要な課に配置しましたので総数では当初と同じ台数になっています。

当初の計画では 20 台を平成 22 年度までに減車することになっていましたが、事務件数の増加、分庁舎方式による施設間の移動件数の増加、新規施設（小川総合幼稚園）への配置、高齢化社会による訪問の必要性等事務処理の移動手段として公用車が不可欠となっています。合併後数年が経ち組織機構が落ち着いてきた中で、公用車の減車可能な車両を数えると 10 台前後となりますので、公用車の所有目標を 165 台と修正いたしました。

2. 公用車の場合自動車取得税と自動車税はかかりません。重量税のみ課税されます。

3. 利用目的・利用形態により順次軽自動車や 1000cc クラスの小型車へ移行していきたいと考えます。

Q10 各地区の幼稚園を児童館として幼児と父兄に開放していただきたい。

都会に住む孫たちが「実家に帰ると児童館も公園も無い。」と言ってすぐに家へ戻りたがります。

小川地区の幼稚園が元気っ子幼稚園に統合された現在、各地区の幼稚園は学童等に利用されているということですが、午前中だけでも、午後は一部だけでも開放していただきたいので要望いたします。

A10 まず、現在の小川地区旧 4 幼稚園の使用状況ですが、旧小川幼稚園は小川小放課後子どもプラン及び「ハーモニー小美玉」適応指導教室、旧野田幼稚園は野田小放課後子どもプラン及び野田コミュニティー、旧吉影幼稚園は上吉影小放課後子どもプランとして利用しており、旧橘幼稚園に関しても現在は、小学校余裕教室を使用して放課後子どもプランを実施しているが、利用者数の増加や余裕教室の不足により、来年度から使用予定となっております。

その旧 4 幼稚園ですが、使用時間外や日曜などは防犯上の観点から各小学校とともに門扉等を施錠している状況にあります。

現時点では各小学校と敷地を同一していることから旧幼稚園のみの一部開放は防犯上好ましくないため、開放することは難しいと考えております。

しかし、別紙資料 5 ページ目にありますとおり「一定のルールに従って学校に集まる多くの人々により学校の安全が守られる」ことから、まずは市民の方に来校時のルールや学校・地域の安全意識の啓発を行ってまいりたいと考えます。市民の皆様が高い安全

意識を持てるよう取り組みを進めながら、旧幼稚園の開放につきましても今後検討してまいりたいと存じます。

地域及びその他の皆さまには、安全上の観点からご理解いただきますようお願いいたします。

Q11 白河診療所の診察台について

心電図とか腹部エコーとかに使用している診察台ですが、高さが上下できる電動のものにして頂きたい。

高齢者には高くて、私の祖母も心電図をとると言われても看護師さんと二人でやっと台に乗せた状態です。

A11 心電図及び腹部エコーの検査を行っている診察ベッドは、一般用の診察台であり電動で高さが調整できるものではありません。

高齢者には高くて乗り降りが不便というご指摘ですので、脚立の設置、診察室で使用している電動診察台か、現在のものより低いベッドにするかを検討し、患者様をよりよい環境で診察、診断できるように対処していきたいと考えております。

Q12 市内外灯について

私の住む北浦団地内の外灯は、この真夏の晴れの日中でも点いている箇所がありません。

裏道の大きな外灯数点、荒川電気の荒川議員さんがもったいないのと、日中でも点いている箇所を直していました。(6月)

でもこの北浦団地内はまだ直っていません。

古い外灯の見直しも含め、市内のムダな明かりの点検をお願いいたします。

A12 管理課へ対応を依頼しました。

Q13 子供を守るワンちゃんパトロール隊を作ってください。

どこの地域でも、犬のお散歩が多く見うけられます。

そこで、学童の通学時間帯に合わせワンちゃんパトロール隊の認定を各地域の行政の方にお願ひし、犬用の光るたすきを用意し犬にかけさせ、見回りをしてもらうのです。

一石二鳥と思うのですが。できたら飼い主の方にもたすきを。

日も短くなり、交通安全のためにも犬のお散歩の方々の光るたすきは役に立ちます。

A13 市では、交通安全・防犯対策の一環として、各関係機関の皆様にご協力を得、様々な事業を展開しております。

交通安全の推進につきましては、定期的に行われる強調キャンペーンや定期パトロー

ル等時に意識啓発や広報活動を行っているほか、防犯活動についても、市内に組織されているパトロール隊・自警団等が各地域を様々な形態で定期的に巡回し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めているところです。

要件にあります子どもを守るワンちゃんパトロール隊については、現在、すでに犬の散歩やランニング・ウォーキング時に自警団等で揃えた帽子・ベストを着用して防犯活動を実施している組織もございます。

犬にたすきの配布及び着用とのことですが、そのような形での防犯抑制活動が可能かどうか、十分に検討させていただきたいと思えます。

市としましても、今後とも積極的に地域に密着した組織運営等に様々な形で支援をしていくほか、さらに市内の交通事故防止・犯罪抑止を推進するため、警察ほか各関係機関や地域の皆様と一体となって、安全なまちづくりを進めてまいります。

Q14 保育ボランティアについて

私は福祉グループ（すみれの会）として、市、ボランティア連絡協に入っています。老人ホームや福祉施設・催事の保育ボランティアとして忙しく活動しています。が、近年社協よりの依頼で、保育ボランティア（催事の親についてきた幼児の子守）が大変多くなってきて賄いきれません。

ほかに老人福祉の方に力注いでいる私たちグループとしては体力、年令、時間的に無理になってきています。

どうぞ市のボランティア養成講座で子育てアドバイザーや保育ボランティアの育成をお願いいたします。各地区の行政区の助けも必要かと思えます。

又、こういう催事を考える方も、子守をしてくれる方々を見つける努力をしてください。

A14 社会福祉協議会では、毎年「ボランティア養成講座」「地域介護ヘルパー養成研修」等を企画し、ボランティア活動者の裾野を広げております。今までのボランティア養成講座では、手話や点字、傾聴といった方々の養成を行い、今年度は、「自分探しボランティア」や「防災ボランティア」に焦点を当て実施（10月～11月）していく予定であります。

また、地域介護ヘルパーの修了生（中学生、大人）に関しても、その後のボランティア活動に繋がるよう、講義中や閉講式後に活動への参加の促しをして、地域ケアの担い手や子育て広場指導員補助、地域介護予防活動支援事業指導員としての活動をお願いしております。

前述のボランティア養成講座についてですが、従来年間1講座を実施しておりましたが、本会の「地域福祉活動計画（平成21～30年度）」において、基礎講座やリスタート講座、専門講座で年間3講座を計画していく予定にもなっておりますので、保育ボランティアの養成について、さらに各ボランティア団体に新しいメンバーが加入していた

だけの環境づくりに力を入れていきたいと考えております。

なお、本会では、市から「ボランティアセンター活動事業」補助金をいただきながら、総合的なボランティアの相談窓口として「ボランティアセンター」を本所（玉里保健福祉センター）、小川支所（小川保健相談センター）、美野里支所（四季健康館）にボランティアコーディネーター及び担当職員を配置しております。今後も、各ボランティア団体の課題や要望等を順次伺っていく予定（地域福祉活動計画に記載）でありますので、ご依頼を受けました件についても実態把握や改善に繋げていきたいと考えております。

Q15 移動図書館ふれあい号にラジオ体操の曲を

駐車場の状態にもよりますが、車に曲を流しせっかく集まった方々でラジオ体操を試みては？と思いつきました。

20分間は丁度よいか？と。また、それを目当てに図書を借りる人も増えたり、各地域の活性化につながればと思います。

A15 現在移動図書館の利用者拡大に向けて日々努力し事業を進めておりますが、これまでの実情等から各コース共に運行日時・停留場所等について検討の時期にあります。

本来ならば各地域の停留スペースを十分に確保でき、地域の人々に大勢集まって頂ける機会と致したい所ですが、各停留場所を巡回する上で時間的に無理があると考えられます。

又、街頭放送につきましても、市民の皆様によっては受け止め方も様々であり、巡回地域の人々に対する広報も広報誌及びポスター等で行なっている現況です。

ご提案頂きました件については、今後関連する部署に働きかけまして、市民の皆様方の健康増進や地域活性化等に向けて努力して参りたいと思います

Q16 茨城空港について

1. 開港までの計画が知りたい

- ・ 国内線はどうするのか
- ・ 空港周辺の整備
- ・ PR活動
- ・ その他

2. 開港後について

- ・ 本当に市民に負担になるようなことはないか

以上。参考になる資料・冊子等があれば郵送してほしい。

茨城空港応援しています。

A16 1. 開港まで

- ・ 国内線について

茨城空港の国内線誘致状況につきましては、県が中心となって国内の航空会社に就航の交渉を進めているところですが、昨今の厳しい経済情勢や羽田・成田両空港の発着枠の拡大を背景に、新規空港への就航は慎重な態度を示していると聞いております。

市としましては、早期に国内線の就航表明がいただけるよう、引き続き県と連携しながら、茨城空港の就航活動等に取り組んでまいります。

・空港周辺の整備について

茨城空港に関する周辺の整備につきましては、着実に整備が進展している状況であり、茨城県がこれまでも整備しております茨城空港テクノパークや（仮称）空港公園などの事業を推進しております。

また、東関東自動車道水戸線などの高速道路や、空港の玄関口となる県道百里飛行場線、県道紅葉・石岡線、県道上吉影・岩間線のバイパス整備、県道大和田羽生線の歩道整備などが進められております。

市としましては、引き続き周辺地域の雇用の拡大や商業、観光の活性化および周辺交通網の充実を図りたいと考えております。

・PR活動について

PR活動としましては、毎月市民などを対象とした見学会を開催しており、空港や高速道路の整備状況などの現地見学を実施しております。

また、「ふるさとふれあいまつり」など、市内の各種イベントの参加によるPR活動や、茨城空港をテーマに児童を対象とした絵画展の実施、空弁コンテストやシンポジウムの開催を予定するなど、今後とも多くの方に茨城空港の利用促進方策・PR活動に取り組んでまいります。

・その他

就航を表明しているアジアナ航空以外にも、マレーシアのエアアジアXや中国（香港、マカオ含む）・フィリピンなど、東アジアの航空会社が茨城空港に関心を示していると県より聞いております。

2. 開港後について

・本当に市民に負担になるようなことはないか。

茨城空港の整備につきましては、国が事業主体となり、順調に整備が進められており、市の費用負担は一切ありません。開港後につきましても空港の維持管理は国が、公園等の維持管理は県が行うこととなっており、市の負担はありません。

Q17 道路工事の表示方法とインターネット公開について

道路工事は長期的視野に立ち進められていると思いますが、一般者には何のために工事が行われたのかよく分からない場合があります。

その一例として資料1および資料2を添付します。（以下参考例とします）

参考例で道路工事が始まったときは何処に接続されるのかと期待していましたが、完成後に車を乗り入れると途中で舗装は終わり農道のような未舗装路になっていました。

この道路は何のために工事が行われたのかよくわかりません。

ここで道路工事の表示方法と、その情報のインターネット公開について意見がありますのでご検討をいただけるよう希望します。

1. 工事の表示方法について

法定もしくは規定の表示に加え、下記を当該区間の地図を併用し表示する。

| | |
|----------------|----------------------|
| 1 工事の目的（何のために） | 2 当該区間および接続予定箇所の地図表示 |
| 3 工事予算 | |

⇒道路名称のみではよくわかりません。一般者も何故工事が行われているのか分かるような表示をすべきと考えます。

2. インターネットへの公開

道路工事について上記内容と工事完了後の総費用を加え市ホームページで情報公開できないかご検討をお願いします。

3. インターネット公開の拡張について

道路のみではなく、市が行う工事について目的と予算構成（自己資金、地方の比率および最終費用を公開し、市民から見える形にすべきと考えます。）

A17 ・工事の表示方法

平成 18 年 10 月 1 日から茨城県土木部の保安施設の改正に伴い、市も県に準じ工事中表示板を白地に水色の字でわかりやすい看板に改めて設置するよう受注業者に指導しているところです。

「何のために工事をしているのか」「いつになったら工事が終わるのか」といった道路利用者の声に応じるため、「工事内容」「工事目的」「工事期間」等が、路上工事について、利用者にわかりやすく情報を提供できるか、工事現場ごとに工夫していきたいと考えます。

・インターネットへの公開及び拡張

現在、小美玉市ウェブサイトは工事等の入札契約情報で工事の落札金額及び落札業者等をお知らせしているところですが、工事情報についても、市民の皆さんへ提供することは、市としても積極的に取り組むべき課題のひとつとなっております。

このことから、現在、市と市民の情報共有を目的とした情報提供制度の整備をすすめており、平成 22 年 3 月からの開始を予定しております。この制度に基づき、道路工事の期間・工事箇所などの情報や下水道工事案内に関する情報、契約関係や公共工事発注関係に関する情報を提供して参ります。

Q18 道路わき看板について

選挙もとっくに終わっているのにいつまでも政党の看板が立ててあり、はずしてもらったほうがよいのでは。

いたる所に車や歩行者など見づらくなる箇所も多くあり、選挙時に設置すればよいことと思います。

市議の方も後援会なども看板があることで名前をと思っているのですが、景観のこと、事故などのことも考えてもらいたいです。

A18 政党の看板につきましては、県選挙管理委員会を通じて各政党の事務所へ連絡をして撤去をお願いしております。

市議会議員（後援会を含む）の事務所連絡所の看板につきましては、公職選挙法に基づき申請を受け、市の選挙管理委員会で承認したものでありますが、交差点など道路交通上問題がある場合は、申請者と協議のうえ移設をしたいと思いますので市選挙管理委員会まで具体的な場所などをお知らせいただければ幸いに存じます。

Q19 空き家、住宅の情報提供を年に1度でもいいのでお願いします。

私の友人が住居を探している時、ネットや不動産ではいまひとつ所在地が分からないと言っていました。（近所なら空き物件が分かりますが。）市役所等で一括して閲覧できると有り難いと思います。小美玉市～という地名・番地だけでは市外の方は意外と分かりづらいのかもしれませんが。また、「手ごろな値段のものがあれば」と言っていました。難問ではありますが、検討をお願いします。

A19 市営住宅につきましては、羽鳥第2団地（美野里地区）、大塚団地（小川地区）、大黒団地（小川地区）、雷神前住宅（小川地区）の4箇所にて不定期ではありますが、空き部屋の入居募集を広報紙やホームページ、各庁舎及び羽鳥ふれあいセンターにて掲示しております。

民間の不動産会社が所有している住宅の空き物件等の情報提供につきましては、特定の不動産会社の利益につながる恐れがあるため、いたしかねますのでご理解をお願いいたします。

なお、住宅の所在地にて、各庁舎窓口で住宅地図にてお伝えすることは可能です。

Q20 県内各地での子供における対応の違いについて

大子町では給食費無料、別市では医療費、中学校卒業までマル福扱い。児童手当を中学卒業まで継続等があり、小美玉市ではどれを取り入れていくのでしょうか？財政は厳しいとは思いますが、次世代を担う子供たちの保障について、よりよくなることを希望します。

高齢化を支えていくのは今の子供たちですので配慮をお願いします。

A20 各自治体では、少子化問題等の対応として、要件で述べられているような子どもの育成支援に係る施策を実施していますが、小美玉市では、平成17年度から平成21

年度までの5年間の目標や方向性を示した「小美玉市次世代育成支援地域行動計画 前期計画」を策定し、この計画に基づき子どもの育成に関する施策を実施しております。

この行動計画は、

- ・ 地域における子育て支援の充実
- ・ 子供と親の健康の確保
- ・ 子供を健やかに育てる教育環境の整備

などを基本方針とした各種事業を進めております。

具体的な事業として、

子育て支援に関する手当としまして、「子育て奨励金」を支給しております。この制度は出産及び育児を奨励するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とし、所得が児童手当の限度額を超えているため児童手当を受給していない方の内、国民年金に加入していて一定要件を満たしている方に第3子以降の児童一人につき月額1万円を支給しております。

また、「児童扶養手当支給事業」としまして、父親と生計を共にしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している方に手当てを支給（全額支給の場合、対象児童数1人：月額 41,720 円、2人：月額 46,720 円、3人：月額 49,720 円。一部支給の場合は最大41,710 円（月額）から9,850 円（月額）まで。）しています。

これら各種手当の他に、就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の閉所時間を越えた保育を行う「延長保育促進事業」（延長時間は保育所により異なります）や、「放課後子どもプラン事業」としまして、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組んでおり、平成20年度の実施状況としましては、市内小学校12学校中10校で実施し、320名の児童が登録、253名が利用しています。

平成22年度以降につきましては、この前期計画を見直し、新たな5年間の目標等を示した「小美玉市次世代育成支援地域行動計画 後期計画」に基づき、幼稚園の預かり保育をはじめとした保育サービス整備の推進や、児童手当の支給や乳児・未就学児への医療費助成などの経済的支援の充実を図りながら、子どもの健やかな成長と地域全体が一体となって子育て支援をすすめる環境づくりを進めてまいります。

Q21 市の家庭教育学級について

今は各小学校、幼稚園、保育園で行っているものを今後は統一するか、自由に参加できるように見直しをお願いしたいです。他の市では、どの学校でも自由に参加できるものもあると聞きます。色々な経験を通して得るものも親子ともども多いので検討をお願いします。（期日が多いと都合で参加できない日があっても他で出席できるので。）

A21 家庭教育学級（親の学びの機会）についてご意見をお寄せいただきありがとうございました。

教育委員会生涯学習課では、社会全体で教育の向上に取り組む一環として、家庭教育学級の開設や公民館講座等など身近な場所での学習機会を設けるよう努めております。

特に、子どもの健全な成長を願い、たくましい心とからだを育むため、関係団体などの協力により各種事業も開催しているところです。

今、学校・家庭・地域、この三者の連携・協力を強いものにして、社会全体の教育力を向上させるとともに、家庭の教育力の向上を図り、保護者同士の交流、子育ての相談・助言の機会を設けることが求められております。

平成21年度に市内の各学校・幼稚園・保育所で行われている家庭教育学級は28学級です。

学級では、家庭における子どもの教育のあり方について考えるキッカケ作りや保護者の皆さんのコミュニケーションの場として講話や親子ふれあい事業を年間5回程度実施しております。

このように学校などの単位で実施している背景には、より多くの保護者の皆さんに参加していただくにはこの方法が良いのではないかと判断があります。

また、学習の内容はそれぞれの学級に委ねて、それぞれ特色ある学級運営をしていただいておりますので今後も継続して参ります。

さて、子育てに関する学習機会の拡大についてですが、今後は公民館の事業としても学びの機会をできるだけ提供したいと考えているところです。

子どもの成長過程において、その年齢によって親が学ぶべきことがらも変化すると思われれます。

そこで、妊娠期の子育てに関すること、就学前の子育てに関すること、思春期の子育てに関すること、男親が子育てに関わることなど多岐に亘って公民館講座を開催できるよう努めて参りたいと考えております。

また、生涯学習課が所管する「青少年を育てる小美玉市民の会」では、来年の2月に市内の小中学生と保護者による「親子ふれあいミーティング in 小美玉（副題：親子言い分、子の言い分）」を開催する運びとなっております。親子のふれあい・学びの場として、是非ご参加いただければ幸いです。

現在、市では、次世代育成支援地域行動計画後期計画（平成22年度～平成26年度）を策定中です。ここでは、上記の“家庭教育学級の充実”も大きなテーマとして取り扱っております。

未来を担う子どもたちの健全な育ちのため、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Q22 茨城空港の見学会について

茨城空港の開港まであと6ヶ月となりました。

市では毎月1回見学会を行っていると思いますが、その見学会を市外の人達にも募集してみてもどうかと思います。

茨城空港の PR にもなると思いますし実際に市外の友人が是非見学したいと言っていました。検討してください、お願いします。

A22 空港見学会は平成 19 年 10 月から開催しております。開催当初は、市民対象としておりましたが、平成 20 年度からは市外の方もお申し込みがあった場合は参加受付をしております。

「見学会の募集を市外の方にも」とのご意見ですが、現在は広報紙にて見学会の募集をお知らせしており、市外の方へ募集のお知らせは行っておりません。これは移動バス等の関係上参加人数に上限があり、市内の方優先に見学会に参加していただくためです。ご理解をお願いいたします。

市外の方へ募集は行いませんが、前述のとおり参加受付は可能ですので、ぜひお申し込みください。お待ちしております。

Q23 ビンの色分けについて

ビンの色分けについて、コンテナを出す際にシール券を貼るよう 4 月から始めたのに、なぜやめることになったのでしょうか？

また、ごみ袋は生産する所が変わるのですか？素材はどれも同じなののでしょうか？

A23 ・理由・経緯について

平成 20 年度に茨城美野里環境組合（以下組合という）、茨城町、小美玉市でごみの減量化について協議し、ビンの色分け分別（シール貼り付け）を平成 21 年 4 月より実施しました。

4 月より分別収集を開始しましたところ、当初はなかなか徹底されず組合のごみ処理に係る負担が増えておりましたが、分別もご協力いただけるようになり組合の負担も軽減されたことに伴いまして、組合、茨城町、小美玉市で協議を行い、市民に直接関係するものについてはできるだけ早急に対応するよう 9 月定例会に上程し、議会の議決を得ましたので不燃ごみの処理手数料を無料化にすべく、11 月よりシールの貼り付けを廃止とさせていただきます。

・ごみ袋の生産業者について

入札による業者選定を行っておりますので、変わる可能性はございます。

・ごみ袋の素材について

平成 21 年 6 月に低密度ポリエチレンから高密度ポリエチレンに変えたところですので、変える予定は当分の間ございません。

Q24 地域介護ヘルパー取得後について

息子（中学生）が二人共地域介護ヘルパーを取得しました。ボランティアで募集のあったときは必ず登録し、活動しています。

今後もその資格を生かし、生活させたいと思っています。取得後の活動の場の確保や後輩（小学生等）などへの啓発活動等を検討していただけると幸いです。高齢化に向けて人員確保によいのでは。

A24 ご意見誠にありがとうございます。

本制度に関しては、従来「訪問介護員養成研修 3 級課程」と称しておりましたが、ご意見の通り、取得後の活動に軸足をおくよう制度の改正があり、「地域介護ヘルパー養成研修」と改称、さらに、今までの講義の中になかった「ボランティア概論」や「認知症サポーター養成研修」を追加し、修了後の地域活動を促すような取り組みを進めております。

本会としても修了生は、「地域ケアの担い手」との認識を持っており、心身障害者福祉作業所、ふれあい給食会、サロン・ド・みのり、福祉にっこりまつり、夏休みふれあい体験学習等、可能な限りの受け皿を提供できるよう、今後も呼びかけを続けて参ります。さらに美野里中学校においては、「ボランティアバンク制度」が導入されており、先輩から後輩まで幅広い登録を受け、ここにボランティア情報が集約され、活動への起点となっております。今後は、他の中学校においても導入していただけるようお願いをしていきたいと存じます。

ただ、なかなか自主的な活動には発展していないように感じる部分もありますので、誰かにお膳立てされなくても日頃から自然に活動に取り組めるような“きっかけ”づくりと“促し”に継続的に力を入れていきます。

また、小学生等への啓発活動についてですが、1 回当たりの受講定員 40 名の内、昨今は若干定員を満たないケースが散見されるようになりました。

本会としても小学生等を対象に福祉意識の啓発のために実施している「ふれあいキャンプ」や「チャレンジ教室」において、地域介護ヘルパー受講の呼び水となるような取り組みをする等、個々に事業を行うのではなく、各事業を関連付けて実施していくことで、相乗効果を高めていきたいと考えております。

Q25 各地区の幼稚園を児童館として幼児と父兄に開放していただきたい。（再要望）

回答いただきました件について再度要望いたします。

旧小川幼稚園の児童館としての利用並びに園庭の公園利用許可を要望いたします。

1. 旧小川幼稚園は敷地が独立しているので、旧幼稚園のみの開放が可能ではないでしょうか？
2. 私の子供が通園していた時は 4 クラスあったと思いますが、「小川小放課後子供プラン」では教室を何部屋利用していますか？また「ハーモニー小川」では何部屋利用していますか？

同時間での併設も、一人っ子が多い学童の子供たちにとっても、年齢の違う幼児との触れ合いの機会となり思いやりの心も育つと思います。同じように高齢者

にとっても、幼児や若いママさんに元気をもらえと思っています。

3. 「一定のルールに従って学校に集まる多くの人々により安全が守られる」ということでも提案があります。これから団塊の世代の私達は、生きがい探しに苦心しております。

ボランティア登録した人たちが、2時間から4時間交代で二人ずつ幼稚園に毎日出勤して、子供や幼児を連れて若いママさん達の相談に乗ったりできると、良いと思います。元気な中高生の生きがいにもなると思うので、市報でのボランティア募集を是非お願いします。

A25 ○旧小川幼稚園の解放について

旧小川幼稚園については、ご指摘のとおり、放課後子どもプラン及び適用指導教室ハーモニー小川で使用しております。特にハーモニー小川については、長期にわたり、小学校・中学校を欠席している児童・生徒に対し、個々の実態に応じた取り組みを行い、早期に学校へ復帰できるように支援をする場となっております。

様々な理由によりこの教室に通ってきている児童・生徒の心情を考えた場合、不特定多数の方がこの施設を利用することについては、あまり適切ではないと考えております。

○旧吉影幼稚園園庭跡地解放について

ご承知のとおり、学校は、児童生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送れる場であることが何よりも重要であります。近年、学校を発生場所とする事件や事故が多発しており、学校における安全確保が緊急の課題となっております。

本市におきましても学校施設への防犯カメラの設置や学校や地域住民、警察など関係機関が連携し不審者から児童生徒を守るための組織をつくり、学校周辺のパトロール活動や各種の実践に取り組んでいるところであります。

ご指摘の吉影幼稚園園庭は独立しているとのことですが、園庭を開放するためには正門を開放しなければなりませんので、以上のように防犯上の観点から大変問題があるものと考えております。

また、駐車場についても学校来訪者を想定してのスペースとなっており、園庭を開放した場合、駐車スペースの確保などの問題も発生することが考えられます。

○旧小川幼稚園の月曜日だけの開放について

すべての幼稚園に共通するものでありますが、幼稚園施設に設置されました遊具については、幼稚園児向けに設計された遊具となっております。遊具の対象年齢外の幼児や児童がその遊具で遊んでいて怪我をしてしまうとか、遊びに夢中になり、思いも寄らない行動を起こし、事故へとつながってしまうということも想定されますので幼稚園施設の開放については、慎重に対応してまいりたいと考えております。

子どもは地域の宝であり、次の小美玉市の世代を担う大切な子ども達であります。子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる地域づくりのために、子どもが安心して過ごせる安全な遊び場やふれあいの場は大変重要であると思いますので、関係

各課と協議をしながら検討していきたいと考えております。

Q26 県道 59 号線の大型車の進入について

59 号線は茨城町、国道 6 号には通り抜け禁止の看板がありますが、小美玉市の入口には看板がありません。

大きな事故は今までないのかもしれませんが、このままで大丈夫なのでしょうか？

新しい市道（市道美 246 号線）なども出来て交差点の印はありますが、狭い県道は不安がいっぱいあるのではありませんか。

A26 県道 59 号線の警戒標識につきましては、県道 59 号線が大型車通行禁止となっているのではなく、大型車がひょうたん博物館側から小岩戸 T 字路を通る際に曲がりきれない場合があるため警戒標識として設置しているものです。しかし、堅倉十字路・巴橋側からは警戒標識は設置されておられません。このため、水戸土木事務所道路管理課と新たに警戒標識を設置する方向で協議しております。

なお、小岩戸 T 字路付近の市道美 246 号線につきましては、地区からの要望につき、市道美 250 号線から県道 59 号線までの改良工事を行い、平成 20 年中に完了したものです。

Q27 サッカー場建設の件について

新春号、4 月号の議会広報でさかんに取り上げられていたサッカー場の話が最近は出てきません。

私の身近な者にも横浜でサッカー一部の教師がいますが、よく鹿嶋・土浦へ 3 泊くらいの合宿に生徒を連れてきます。確かな需要があるなら革新的な体制で進めてみては如何でしょうか。

でも大切な子どもや若者を大勢移動させるには、十分な施設と安全が必要です。様々な予算の要望を削ってでも取組む覚悟が必要になるかと思えます。

小美玉には空港・サッカー場がある街と言われるように。でもよく検討してください。

A27 大変貴重なご意見ありがとうございました。

既にご案内のとおり、昨年 11 月に基本構想を策定した後、議会への説明や地元地区、市内 12 小学校区を単位とした市民説明会を開催しました。市議会の一般質問や市民説明会では様々なご意見をいただいたところであります。

市といたしましては、この事業をさらに具体的にするため、現在、基本計画や周辺のアクセス道路の調査を行なうとともに、基本計画の策定委員会やスポーツ振興・教育学習に関する部会、産業振興に関する部会を設置し、導入機能や利活用の方策等について検討・協議しているところです。

計画等がまとまり次第、広報紙等を通して皆様方にお知らせしたいと考えています。

今後とも、ご理解、ご支援の程よろしくお願いいたします。

Q28 ふるさとふれあい祭りの賞名について

市でも沢山の文化的催しや祭りがあります。

小川文化センターも「アピオス」という洒落た名になりました。演劇・ジャズ・国際交流・空港など市もモダン化してきています。

その中でふれあい祭りに「がんばったっぺ賞」「うまかっぺ賞」「やったっぺ賞」はちょっと私としてはイヤです。

何十年も前から商工会議所の看板「お買物はおらが町で」も道路の脇にあり「おら」って誰が使うの？と思います

若々しいエネルギー、一人ひとりが主役で華やかなまちづくりになってきてますのに、いかがなものでしょう。

A28 市民の皆様におかれましては「第4回ふるさとふれあいまつり」にご理解とご協力を

賜り心より感謝申し上げます。

まつりにおきましては、市民主体の運営が行えるよう、区長会や商工会など各種団体の代表者による実行委員会を組織し、そのなかで催事内容等の企画を検討し実施しております。

ご意見をいただきました、豊年踊り大会の各賞の賞名の件でございますが、こちらにつきましても、実行委員会において検討し決定された名称でございます。

次回実施する「第5回ふるさとふれあいまつり」におきましても、今回と同様に実行委員会のなかで催事内容等の企画を検討し内容を決定されるため、上記の内容のような皆様から寄せられます貴重なご意見を参考に協議を重ね、よりよいイベントにしていきたいと考えております。

今後ともご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

Q29 はたらき隊

市内でもシニア化した団地が沢山あり、退職されたまだまだ健康なシニア世代が散歩や家庭菜園、テレビ族など時間たっぷりの方々が大勢います。

やはり労働をし、少しでもお金になることを望むのは当たり前ですね。

畑の農繁期・果実・畜産・林業等一時的な手助けになるものでもかまいません。

シルバー人材センターにその様な職があるのかは知らないのですが、そのような登録があつて団地からも意気揚々とした元気なシニア族が出勤していくのを見たいものです。

A29 シニア層の方々への就業の提供ですが、シルバー人材センターの各事業がご意見

の内容に沿ったものであると思われますので、シニア層の方々におかれましては、シルバー人材センターに登録していただき、センターから就業の提供を受ける方法がよいかと存じます。

これまでに市では、シルバー人材センターからの広報への掲載依頼の際にシルバー人材センターへの登録等の情報提供をおこなっております。

【以下シルバー人材センターホームページより】

シルバー人材センター（センター）は、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献するものです。

センターは、地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行し、センターから受託事業による仕事の提供を受けた会員は、仕事の内容と就業実績に応じて配分金（報酬）を受け取ります。

Q30 不審者情報の対応について

学校に子どもが通っていると何度も不審者の情報を耳にします。最近、社会でも色々な事件が起きているので、警察だけでなく、市でも何らかの対処をお願いしたいです。ボランティアで見回りをしている方やグループも見かけますが、確実な安全対策も今後には必要ではないでしょうか。（スクールバス等）

A30 市では各学校施設や通学時の防犯対策としまして

- ・ 安全マップを作成し通学路の安全点検と要注意箇所の周知徹底
- ・ 教職員による巡回指導、青色パトカー及びステッカーを貼った巡回車両による巡視
- ・ 児童生徒及び保護者対象の防犯教室の開催
- ・ 「110番の家」の普及、プレートの設置
- ・ 通学区域内における防犯ボランティアの組織
- ・ 広報無線を活用した不審者情報の提供
- ・ 不審者事案発生時における学校等関係機関への情報の提供と情報の共有化などを実施しております。

今後につきましても、学校・PTA・防犯ボランティア団体・警察・地域住民の更なる連携を強化し、地域社会が一体となって安全に取り組む体制づくりを推進するとともに、防犯教室での幼児・児童生徒の危険予知・回避能力の向上を目指し、安全教育を推進してまいります。

Q31 高校授業料の無料化について

小美玉市も高校を2つ有していますが、今後どのようになっていくのでしょうか？

私は小美玉市が大好きなので、未来も2つの高校は廃校にならず、存続してほしいです。市ではなく県への要望となるのかもしれませんが、地元の子が地元の高校に入り、永住する事が望ましいと思います。そのためにも是非実現してほしいものです。

A31 高校の授業料無償化につきましては、国政でありますので、明確なお答えはできませんが、新聞やニュースにもありますように、国が高校を設置する教育委員会や学校法人に生徒一人につき11万8800円を上限に支給する制度として来年4月から実施予定とされています。

また、小美玉市内にあります小川高校及び中央高校の統廃合について県教育委員会へ問合せましたところ、県では現在「第1次県立高等学校再編整備の基本計画」に基づいて策定した「後期実施計画」（平成19年度～平成22年度）を進めており、その中で統合の基本的な考え方として

ア 学校の適正規模は、1学年当たり4学級（生徒数160人）から8学級（生徒数320人）までとする。

イ 適正規模の維持が見込まれない学校及び統合することにより学校の教育力の向上が期待される場合は、統合を検討する対象とする。

なお、統合対象にしなかった学校であっても、学校の状況によっては、後期実施計画期間中に統合対象とすることがある。

ウ 統合する際には、新しい学校を創設するという観点から、充実した教育を展開できるよう教育条件の整備を図る。

以上のように定めております。現在の小川高校はアに該当するのですが、統合の判断は平成17年度に行われたため、小川高校、中央高校ともに平成22年までの後期計画の中では統合の対象外とのことでした。

しかし、県では「第2次県立高等学校再編整備の基本計画（平成23年度～平成33年度）」に基づき「前期実施計画」（平成23年度～平成26年度）」を今年7月に策定しており、小川高校については統合を検討する対象に含まれてしまうとのことです。

統合の判断については、今後の入学希望者状況等も検討の材料になるようですので、市としましても学校周辺の公共交通等の周辺整備をおこない、多くの生徒の利便性が図れるよう努力して参る所存でございます。

Q32 四季健康館の利用について

子どもの行事で健康館を利用した際、職員（保健師）の方の冷たい態度に驚きました。もっと人間的な発言をお願いしたいです。その方の人間性だとは思いますが、私以外にも同様に感じた方は多かったようです。子どもを持つ親としては「愛想よくして」とは言いませんが、人との接し方ではないように感じました。

A32 職員の対応がまずく、来館された方に対しまして、大変不快な思いを与えてしまいましたこと、誠に申し訳ありませんでした。

保健師としてきちんとした対応がおこなえるよう指導するとともに、職員間で話し合いや検討を充分に行い、再発防止に取り組んでまいりたいと思います。

また、今回のケースに限らず、市民の方が市役所に来て良かったと思われるようなおもてなしの心で窓口サービスが行えるよう、市では全職員を対象にした接遇研修を実施し、市民の方々に対する接遇の向上に努めてまいります。

Q33 災害・救急訓練について

いざ、災害・救急があった際、子供～大人まで対応の出来る様、訓練の場を年に何回か行っていただけるとあり難いです。家では私も主人も子供3人も皆職場や市のチャレンジ教室等に参加し、救命の訓練はしています。AEDの使い方も練習しています。夏休みのみでなく、消防の施設で市の委託でできないでしょうか？是非、ご検討お願いします。

A33 消防本部では、市民（個人）の方を対象とした普通救命講習会（3時間講習）を毎月1回小川消防署、美野里消防署、玉里消防署の輪番で開催しています。この講習会は、心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の取扱いも含まれていますので、是非ご参加ください。

なお、普通救命講習会を修了された方には、講習会終了後「普通救命講習会修了証」を発行いたします。

また、自治会や企業等の各種団体の皆様を対象とした防火教室や救急講習会についても要望があり次第随時開催しています。

救急講習会・防火教室等について不明な点がございましたら、小川・美野里・玉里の各消防署へお問い合わせください。

Q34 市内の施設利用について

市内に沢山の施設（文化センター、公民館等）がありますが、利用状況はいかがですか？多くの人々が活用できるよう、もっと気軽に使用できるよう方法はないでしょうか？子連れや家族単位のスポーツの場等に。ご検討ください。

私も気軽に体育館が使えると良いと思ったことが何回かあります。

A34 公共のスポーツ施設（市内運動公園）では、お子様からご年配の方まで、また初めて利用される方も、用具を持っていない方がお見えになっても、スポーツを楽しんで頂くために、貸し出し用のテニス・バトミントン・卓球のラケット、バスケットボール・バレーボール等各種スポーツ用品を用意しております。（体育館シューズは各自持参していただきます。）

公共の体育館利用は、個人・ご家族、団体でも利用できます。ただし、施設は予約された方を優先しますので、予約をされていない方は、公園窓口で空き状況を確認のうえご利用ください。なお、市内の小中学校体育館は、学校教育に支障のない時間帯に開放しており、教育委員会に登録した団体（市内に居住、在勤する者 10 人以上で構成し、かつ、成人を責任者とする）のみ利用可能です。

市民のみなさんがいつでも安心して気軽に、楽しくスポーツ・レクリエーション活動等に利用されるために、状況に応じた説明やサービスの質向上を努めておりますので、今後ともご利用宜しく願いいたします。

Q35 バスの利用について

バスを利用しようとした時、とても不便さを感じました。石岡の駅まで行くのにバスの本数が少なく時間表もなかったので元小川駅まで行き、そこで待ってから乗りましたが、お年寄りだったら本当に大変だと思います。時間もかかるし、もっと楽にバスを利用できないのでしょうか？いつも車なのでいざ無いと本当に不便だと思いました。

A35 現在、市内を走行しているバス路線は、旧鹿島鉄道小川駅発の「小川・水戸線」、先後から三箇坂下を走る「先後・三箇線」、堅倉・橋場美を経由する「石岡・水戸線」、羽鳥駅が終点の「板敷山・羽鳥線」及び鹿島鉄道代替バスがあり、いずれも関鉄グリーンバスが運行しています。各路線において利用者が少ないため運行本数が減少してしまう悪循環に陥っているのが現状となっております。

市としましては、ご意見にありますように路線バスや鉄道など公共交通の利便性の向上等を図る必要があると考えていることから、平成20年度に当市における適切な公共交通のあり方について検討を行う上で必要な基礎データの収集を目的として、市民の生活交通に関連するアンケート調査を行なったところです。

今後、このアンケート結果を基に、既存バスの活用方法や、コミュニティバスやデマンド型交通等の新たな公共交通システムを含め、多様化した市民のニーズに即した総合的な公共交通システムの構築を検討していく予定であります。

また、公共交通の利用とは異なりますが、市では高齢者の外出支援サービスとして

- ・ 70歳以上の独居又は高齢者世帯の方。
 - ・ 60歳以上で、下肢又は視覚に障害があり、身体障害者手帳を所持している方
- 上記に該当し自宅に車が無く、自分でも車を運転することが出来ない方へ医療機関や福祉施設等への往復に要する移送費用とし、タクシー初乗り料金相当額の助成券を交付する補助事業を実施しております。

Q36 幼稚園の廃園再利用について

最近の後期高齢者の数が今後ますます増えつつある今日、1人暮らしや、家に引きこもりがちの方々のためにも、このような場所を再利用して大いに活用するということは

いかがなものでしょうか？

現在利用されている福祉施設では少し遠いので、もう少し近い所にそのような場所があったならと考えている方もいるようだとお聞きしました。

市では、このようなお考えはあるのでしょうかお聞かせください。また再利用は出来ないのでしょうか。

A36 小川地区には、小川幼稚園、野田幼稚園、吉影幼稚園、橘幼稚園の4旧幼稚園がありますが、現在の旧幼稚園の使用状況としまして

【小川幼稚園】放課後子どもプラン及び適用指導教室ハーモニー小川で使用。

【野田幼稚園】放課後子どもプランと地元コミュニティ団体が使用。

【吉影幼稚園】放課後子どもプランで使用。

以上のようになっております。

また、野田幼稚園、吉影幼稚園、橘幼稚園については、小学校の敷地内に設置されております。

学校は、児童生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送れる場であることが何よりも重要であることから、国において学校保健安全法の改正法が平成21年4月1日より施行され

- ①子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的学校安全計画の策定による学校安全の充実
- ②各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保についてに関することが新たに規定されたところであります。

本市におきましても学校施設への防犯カメラの設置や学校や地域住民、警察など関係機関が連携し、学校周辺のパトロール活動や各種の実践に取り組んでいるところであります。そのような状況のなか、幼稚園施設を開放することになりますと、不特定多数の方が学校内施設に出入りすることとなるため、防犯上の観点から大変問題があるものと考えております。

また、福祉施設は、お年寄り、子どもや障害のある方々に福祉サービスを提供する施設であり、これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的としておりますので、福祉施設として利用するには様々なサービスを提供できる環境の整備が必要になります。

以上のことから旧幼稚園を福祉施設として利用することは現時点では難しいと考えます。

しかし、高齢の方が増え、高齢化社会が進みますとこのような施設は重要であると考えますので、旧幼稚園の利用を含めて関係各課と協議し引き続き検討させていただきたいと思っております。

Q37 親の教育

今、子どもが不安定、しつけ不足といわれています。親のあり方が問われていると思います。よりよい市づくりのため、全部がそういう親ではないのですが、何か対応はないでしょうか？

モンスターペアレントは増えても家庭をかえりみない人では子どもまでは目が届かないですよ。学びの場を是非ご検討ください。

A37 ご意見のとおり現代社会では、核家族化の進展や近隣関係の希薄化等に伴い、家庭における教育力の低下が指摘されています。

このことから、市では子どもを持つ親に対する家庭教育の充実を図っております。

小学校低学年・市立幼稚園及び私立幼稚園・保育園の保護者を対象とした家庭教育学級を開設し、講話や親子の触れ合いを通じて家庭における子どもの教育のあり方について考え、学習する機会を設けたり、小学校新一年生の保護者に対し、子育てやしつけについて分かりやすく解説した「家庭教育ブック」を配布するなど、家庭の教育力向上のための施策を実施しております。

また、22年度以降につきましては、妊娠期、子どもの就学前、思春期に対応した各種子育て講座、また父親のための子育て講座を開設し、子育ての情報提供や相談機能の充実を図っていく予定です。

さらに、教育委員会生涯学習課所管の青少年を育てる小美玉市民の会では、本年2月20日に、子どもたちの健全育成と親の学習機会を目的として「親子ふれあいミーティング in 小美玉」を開催します。このミーティングには、小学生48名中学生30名保護者58名の合計136名が7つの分科会に別れ、「家庭のルール」「社会のルール」「親子のふれあいを促進するために、地域はどうあるべきか」の3つのテーマについて意見を述べ合います。

Q38 広道周辺の看板について

電柱への張り紙、看板、広道用地のポスターや看板等は非常に少なくなりきれいになった。

しかし、市議会議員や市長の看板（後援会連絡所）、国政や県政の看板も見かける。これらは私有地ならば公道から見える所でもよいのか？

少なくとも公道より見える周辺への設置は好ましくないと思うが。

設置はどこかで許可（場所・機関等）を受けて責任をもって設置しているのか。選挙終了したものは責任を持って撤去してほしい。

A38 政党の看板につきましては、県選挙管理委員会を通じて各政党の事務所へ連絡をして撤去をお願いしております。

市議会議員（後援会を含む）の事務所連絡所の看板につきましては、公職選挙法に基づき申請を受け、市の選挙管理委員会で承認したものでありますが、交差点など道路交

通上問題がある場合は、申請者と協議のうえ移設をしたいと思いますので市選挙管理委員会まで具体的な場所などをお知らせいただければ幸いに存じます。

Q39 防災小美玉無線放送について

以前防災小美玉無線放送についてアンケートをとったが、緊急時を除く放送での

1. 放送する内容（用件）と時刻に決まりがあるのですか？
例えばお知らせ版に掲載されている以外のもの。定時放送できない。など
2. 難聴地区（戸）対策はどうなっているか
3. 昨今昼間の不在宅家庭（共働き等）が多いと思うが、その対応は
4. 当日分のものを電話にて確認できる方法はないか（NTTの天気予報や時報のように）

A39 防災行政無線の内容につきまは規則等明確にされているものはありませんが、美野里地区、小川地区、玉里地区の放送時間は以下のとおり分かれております。

美野里：13：00

小川：10：30 14：00

玉里：9：00 15：00

2. 飛行機の騒音などがある小川地区に対しましては、個別受信機を小川総合支所管内に居住し住民基本台帳に記録されている世帯につき受信機1台を無償貸与しております。（2世帯以上が同一家屋に同居している場合は、受信機1台を無償貸与となっており、事業所は全額負担となっております。）

3・4. 現在、放送時に不在だった場合や、放送内容を聞き逃した場合等の対応は行っておりませんが、今後このようなご意見を参考に対応策を検討させていただきたいと考えております。

Q40 玉里地区の道に設置されていた行き先標識の撤去について

合併前に玉里村地区内の主要な道には行き先標識が設置されていて初めて来村する人等に喜ばれていた。また、合併後に美野里や小川地区へ行く機会が多くなったが何処を走っているのか地区名や行き先も分からず玉里のようにしたほうがよいと思っていた。

昨年看板が撤去されていた。合併により呼称等が違った部分は修正すればよいのに撤去した理由は何故か。

広域になり旧町村の往来が多くなっているのに逆行していると思う。別案があるのか知りたい。

A40 小美玉市のサインシステム（施設案内・ゲートサイン・総合案内板・地点サイン）

につきましては、デザイン等の統一化を図ることを目的に、平成20年度に小美玉市サインシステム基本計画を策定しました。計画策定にあたりましては、市民からの意見を伺うためのパブリックコメントを実施しております。

その計画に基づきまして、今年度、公共施設案内看板や総合案内板、ゲートサインの新設・改修工事を行なっています。

玉里地区案内標識の撤去についてですが、設置してから20年近く経過してしまっていて、取り付け部分のボルトが腐食しているなど老朽化が進んでいました。(一部案内板を取り外していました。)この標識は、ボルトが一体になっていて補修が出来ない構造でしたので、歩行者等の安全確保からも撤去せざるを得ない状態でした。

以上の理由で、玉里地区の案内板は撤去いたしましたので、ご理解をお願いします。

Q41 119番の電話の受診状況について

119番の電話の受信状況について気づいたことがございます。

先日小川地区の二本松公民館より119番をかけて、救急車の要請をした時のことです。

消防署からの声はよく聞こえているのに、こちらの声は聞こえないらしく、7、8回『二本松公民館です。』と言っても聞こえませんでした。

声のかん高い人に交代して、その人も3回ぐらい言ってようやく通じました。

逆探知などの機械が設置されているせいでしょうか？元気な人が言っても聞こえないのでは、具合の悪い人の要請が聞こえるのでしょうか？

不安になりました。確認をお願いします。

A41 消防署通信司令部に確認しましたところ、二本松公民館に設置されている古いタイプの公衆電話では119番や110番などの緊急通報用電話番号への通報の際に会話が一方通行になってしまうことが原因のようです。

公衆電話の設定を変更すれば通話可能になるため、消防署通信司令部から二本松区長へ連絡し、対応を依頼しました。

Q42 子育て支援室の活動状況について

小美玉市の子育て支援室の活動状況を知りたいのですが、特に小川地区の活動状況をお願いします。

高齢者が人口の20パーセントを占めるので、高齢者のためのいろいろな活動は目には見えますが、子育て支援室の活動はまったく報道されていないのですか？

それとも活動していないのですか？

提案

子育て中の若いママさんと幼児のために、小川中央公民館の和室や保険相談センター、小川文化センターの和室等を1週間に1度か1ヶ月に1度でも開放して皆が集まれる

楽しい広場になると、良いと思います。

A42 子育て支援の活動としましては各保育園を利用し、保育所に入っていない幼児、保護者を対象に親子同士が自由に交流できる場を運営しております。

内容としましては、リズム遊びや歌、制作、絵本の読み聞かせのほか、日常的な子育ての相談、実技の実施等を行っております。

各保育園の開催時間や内容につきましては別紙「子育て支援事業のご案内」をご確認ください。こちらの情報につきましては、市ホームページに掲載しております。

また、市では次代を担う子どもたちを育成し、また子育て家庭を支援するために推進すべき施策の方向と具体的な取り組み及びその目標を定め、子育て支援を進める環境づくりをめざすことを目的に平成22年度から平成26年度までの行動計画として小美玉市子育て・子育て支援計画（案）を策定いたします。

本計画に学校、幼稚園、公民館等の公共公益施設及び学校体育施設の開放についても記載されており、今後検討を進めてまいります。

Q43 街灯取替えの件

もう1ヶ月位になりますが、自宅のそばの街灯が切れてしまい、あたりがすごく暗くて民家の明かりがないと本当に真っ暗です。市役所の人に電話をして、管理課へ連絡をして名前と連絡先を告げたのですが、そのままです。取り替えるのにそれほど時間がひつようなのでしょうか？

A43 管理課へ連絡をし、街灯の交換をしました。

Q44 防災小美玉無線放送について

以前防災小美玉無線放送についてアンケートをとったが、緊急時を除く放送での

1. 放送する内容（要件）と時刻に決まりがあるのですか？

例えばお知らせ版に掲載されている以外のもの。定時放送できない。など

2. 難聴地区（戸）対策はどうなっているか

3. 昨今昼間の不在宅家庭（共働き等）が多いと思うが、その対応は

4. 当日分のものを電話にて確認できる方法はないか（NTTの天気予報や時報のように）

A44

1. 防災行政無線の内容につきましては、小美玉市防災行政無線局（固定形）運用細則に基づいて運用されており、定時放送につきましては、美野里地区、小川地区、玉里地区それぞれ以下のとおり放送時間が分かれております。

美野里 : 13:00

小川 : 10:30 14:00

玉 里 : 9 : 0 0 1 5 : 0 0

2. 飛行機の騒音などがある小川地区に対しましては、個別受信機を小川総合支所管内に居住し住民基本台帳に記録されている世帯につき受信機1台を無償貸与しております。(2世帯以上が同一家屋に同居している場合は、受信機1台を無償貸与となっております。事業所は全額負担となっております。)

3・4. 現在、放送時に不在だった場合や、放送内容を聞き逃した場合等の対応につきましては、地域振興課へ電話での問い合わせのみになります。今後このようなご意見を参考に対応策を検討させていただきたいと考えております。

Q45 小美玉市サッカー場（スポーツシューレ）について

サッカー練習場（スポーツシューレ）につき、現地確認調査が始まったようですが、

1. 石岡市の体育館（運動公園）のように、一般の人が歩いたりジョギングしたりできる施設（コース）はあるのでしょうか。
2. 建設には多額の工費が費やされる模様ですが、調査のみで終わることがないのでしょうか。

A45

1. 石岡市の体育館（運動公園）のように、一般の人が歩いたりジョギングしたりできる施設（コース）はあるのでしょうか。

(仮称)小美玉スポーツシューレ公園整備につきましては、スポーツ振興、市民の健康増進・疾病予防、多くの来訪者がもたらす経済波及効果による地域経済の活性化等を目的として進めてまいりました。ご質問のありました一般の人が歩いたりジョギングしたりできる施設につきましては、公園エリア内の管理用道路等を活用したウォーキング・ジョギングコースを考えております。

2. 建設には多額の工費が費やされる模様ですが、調査のみで終わることがないのでしょうか。

(仮称)小美玉スポーツシューレ公園の整備につきましては、市の総合計画、都市計画マスタープラン、スポーツ振興計画に位置付けられているなど、市の重要なプロジェクトであります。これまで測量調査、環境調査、公園基本計画等の策定を実施してまいりましたが、H22年度は都市計画決定などの法手続きや公園の実施設設計等を行い、その後、用地購入、造成工事、公園工事と進めていく予定です。今後ともご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

Q46 市内の道路（新規路線）について

新しい道路が最近多くできたため、どの付近（地域）を移動しているのかわからなくなってしまう。特に夜は帰宅するのに一苦勞です。

新しく造られた道路を示した、わかりやすいロードマップはできないでしょうか。（新しい道路に、行先表示板がもっとあればとも思いますが、設置に多額の費用がかかるので、難しいかと思っています。）

A46 小美玉市内の国・県・市道を網羅したロードマップの作成につきましては、道路の整備時期や財政的な問題から、大変厳しい状況にあります。ロードマップとは性格は異なりますが、22年3月に「小美玉市119（いい区）マップ」を発行し、各戸配布させていただきました。行政区を紹介するもので、新規路線を確認することができますので、ご利用ください。また、正確に市内の道路を確認するにあたっては、市販の地図をお求めくださいますようお願いいたします。

なお、案内標識（行先表示板）につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令によって、設置場所が制限されており、主要な交差点等には設置されております。さらには、市のサインシステム整備事業により、市の公共施設の案内板も設置が完了し、以前より安心して目的地に到着できるようになったかと思われま。

道路移動中、わかりづらい、あるいは危険であるなど感じる箇所がありましたら、市役所までご連絡いただければ幸いに存じます。

Q47 道路にはみ出した植え込み、木の枝等の処置について

先日、登校中の小学生の列に車がぶつかった事故がありましたが、狭い道路であれば、歩道があってもなくても車が行きかうだけで子どもたちには危険です。その状況で、さらに道路に向けて植え込みや木の枝などが伸び放題になっている場所があり、より危険な状況になっています。

このような箇所は、地域で危険と思っても、他人の敷地にあるので処置できません。地域で危険な所のチェックをして、行政から切ってもらようよう連絡してもらおうようになるとよいのですが、できるのでしょうか。

A47 市では、現在、ご要望にありました道路（側溝部分を含む。）に木の枝など植栽がはみ出している場合、市道にかかるものについては、所有者に剪定等を行うよう連絡を行っています。連絡までの手順としましては、通報をいただいた後、現地の状況確認を行い、通行に支障がある場合は、地権者（枝木の所有者）へ連絡いたします。

地区において危険である、あるいは処置すべきであるという箇所がありましたら、市役所までご連絡くださいますようお願いいたします。なお、市は直接剪定を行うことはなく、実際の剪定は地権者をお願いしておりますのでご了承ください。

なお、道路の安全確保のための活動としましては、交通安全協会美野里支部において、例年7月の交通安全キャンペーンの際、堅倉・竹原・羽鳥・納場の各学区ごとに、ボラ

ンティアによる道路の安全確認及び小枝払いの活動を実施しています。また、地区の生活道路については、各地区ごとに定期的に小枝払い等の活動を行っていただいているところです。お住まいの地区におかれましても、区長をはじめお住まいの皆様の協議のもと活動していただき、道路の保全にご協力くださいますようお願い申し上げます。

Q48 地域の行政・政治に対する参加意識の醸成について

現在、地域主権ということで国から地方自治体に権限等に移すという話をニュース等で聞きますが、地方自治体に権限等移していく場合に重要になるのが、地域住民の行政や政治への参加だと思えます。

行政から地域住民へ、地域住民の参加意識を醸成するための具体策はあるのでしょうか。

A48 より多くの市民の皆様により市政に対して関心を持っていただくために、市は、市民参加の土台となる制度を作り、市民の皆様がまちづくりに対して積極的に携わっていただける環境を整えることが重要であると考えています。この土台となる制度として、市では自治基本条例を定めています。以下、条例の規定及びそれに基づく市の取り組みにつきまして、具体例を挙げながらご説明いたします。

本市の自治基本条例は、平成 20 年 4 月、茨城県内の市町村において最初に施行されました。条例では、自治の主役である市民の権利と義務、行政と議会の責務と役割が明らかにされ、情報共有・参画・協働を柱とする自治の原則が定められています。

原則の一つである情報共有とは、まちづくりの前提条件として必要な情報を、市民の皆様と行政とが共有し理解することを目標とするものです。この原則にあてはまるものとして、市では従来から市政情報の公開、行政手続の明確化に取り組んでまいりましたが、これらをさらに進めるものとして、平成 22 年 3 月より「情報提供制度」の運用を開始しました。これは市から市民の皆様へ、公開に類する市政情報を積極的にお知らせするものです。

つづいて参画とは、市の政策について、その計画段階から市民が参加し策定に関わることをいいますが、この参画の仕組みとして、パブリックコメント及び男女共同参画が挙げられます。前者は、市政に対し意見を提出するときの一般的なルールです。具体的には、市が重要政策の策定過程で案を公表し、市民の皆様からご意見をいただいて政策に反映させる一連の手続きのことで、自治基本条例の制定でも実施されました。後者は、市の政策決定に際しては多様な価値観が反映されるべきとするルールです。平成 22 年 3 月に策定された「小美玉市男女共同参画推進計画」においても、基本目標の一つに掲げられております。

そして協働とは、まちづくりを行うにあたり、市民と行政それぞれの役割を明確にした上で、相互協力することを目指すものです。市では、市民の皆様のご活動の中核として、行政区を位置づけております。まちづくり組織条例による「まちづくり組織支援事業」

は、市が市民団体の活動を支援するものですが、各行政区に事業計画の立案・実践、市のまちづくりに対する提案を行うまちづくり委員会を設置していただき、区の活動をより体系立ったものにできるよう取り組んでおります。このほか協働の原則に基づく例としては、実行委員会が公募によって委嘱される委員から組織され、事業の企画運営全般を行う「小美玉市民の日事業」が挙げられます。市では、こうした協働の取り組みを今後さらに拡大するための具体的な行動計画として、現在「市民協働推進プログラム」の策定を目指し準備を進めております。

以上、市の取り組みについてご説明しましたが、ご指摘のような、市民の皆様の市政に対する「参加意識」を「醸成」することは、やはり一朝一夕ではできないことです。市としましては、市民の皆様に対して市政への知る権利を保障し市の政策をお知らせする、各政策への市民参加の手段を設け皆様のご意見を反映させる、そして皆様と相互協力してまちづくりに取り組む、これらを長期にわたって積み重ねることが、市政に対する関心につながるものと考えております。

Q49 通学路の安全性について

朝の通勤の際に小中学生の通学路を通りますが、歩道の整備ができていないところも多数あります。今後、茨城空港が利用されるようになれば、市内全体の交通量が多くなる可能性があるため、交通事故の危険性があるところには注意喚起の看板を置いたり、また、歩道整備等は検討されたりしているのでしょうか。

A49 小美玉市の道路整備につきましては、「小美玉市道路整備指針」に従い道路の幅員・歩道の設置・安全施設の設置等、高齢者や体の不自由な人にも優しい道路整備の推進を図っております。

また、道路構造令において歩行者、自転車、自動車それぞれの交通量に応じて歩道、自転車道等を設置することと規定されており、本市においてもこの規定に基づき地域の状況に応じた歩道の整備を行っております。

ご意見にあります歩道整備等の検討ですが、歩道の整備を含めた道路事業の実施につきましては、各区長から申請された要望書を受け事業を実施しております。しかし、決められた予算内で効果的かつ効率的に進めなくてはならないため、申請の順番や現状を確認するとともに、緊急性や必要性を考慮しながら事業展開を図っております。

歩道整備を希望する箇所がありましたら、まず貴地区の区長にご相談していただきたいと存じます。

なお、注意喚起の看板が必要と思われる通学路等がありましたら小美玉市役所建設課までご連絡ください。現地を確認し、必要に応じて設置を検討いたします。